

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部 福島県済生会

川俣町地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）運営規程

（事業の目的）

第1条 川俣町が設置し、社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部 福島県済生会が受託運営する川俣町地域包括支援センター（以下、「センター」という。）が行う地域包括支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの専門職が、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。

3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

4 センターは利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、センター職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（センターの名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 川俣町地域包括支援センター

所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2番地4

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 センターに勤務する専門職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（兼務）

管理者は、センター職員の管理、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

（2）保健師又は経験ある看護師 1名（常勤）

（3）社会福祉士又は経験ある社会福祉主事 1名（常勤）

（4）主任介護支援専門員 1名（常勤）

（5）その他、常勤・非常勤職員を若干名置くことができる。

管理者及びセンター職員は指定介護予防支援の提供に当たる。

2 管理者及びセンター職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事する事ができるものとする。

管理者は専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

管理者は介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないが、次に掲げる場合は、この限りではない。

1. 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合。
2. 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日、第2・4・5土曜日

ただし、日祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 平日 午前8：45から午後 5：00まで

土曜日 午前8：45から午後12：00まで

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

(1) センターの公正・中立性の確保に関すること

(2) センターの職員の確保に関すること

(センターの基本機能)

第7条 センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 地域に総合的、重層的な「地域包括支援ネットワーク」を構築する。(共通的基盤整備)

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) 介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行う。

(事業の委託)

第8条 センターは、第7条第4号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(利用契約)

第9条 センターが介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援契約書を締結しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、川俣町内とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 センターは介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 センターは、センター職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

3 センターは、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は川俣町、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部福島県済生会、済生会川俣病院及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(秘密の保持)

第12条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第13条 提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(利用料)

- 第14条 センターが指定介護予防支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はないものとする。ただし、介護保険が適用される場合であっても利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、料金を利用者が支払ったうえでサービス提供証明書を発行する。
- 2 介護予防支援にかかる業務を行うため、川俣町外の居宅に訪問した場合は、交通費として1kmにつき30円の利用者負担とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催すると共に、その結果についてセンター職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 センターは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 センターは、センター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第17条 センターは、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果についてセンター職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策について)

第18条 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

2 センター業務上において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ばされそうになった)行為。

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者、ご利用者及びその家族等を対象とする。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を講じます。

(身体拘束の防止について)

第19条 センターは、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

2 センターは身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

令和 6年3月1日一部改訂。

令和 6年4月1日一部改訂。